

川口市通話録音装置の運用に関する要領

令和8年6月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除する目的から、通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声をいう。
- (3) 課等 川口市行政組織規則(平成10年川口市規則第6号)第3条に規定する課、室及びセンター、第5条に規定する課、第19条に規定する出先機関、第20条に規定する施設機関並びに第21条に規定する事業機関、川口市上下水道局事務分掌規程(昭和37年水道部規程第3号)に定める課、川口市医療センター事務分掌規程(平成18年病院事業管理規程第2号)第3条に規定する部、診療所、センター、科、課及び室(総合相談室・がん相談支援センターを含む。)、川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和41年条例第27号)に定める消防本部及び消防署、川口市議会事務局設置条例(昭和27年条例第1号)に定める議会事務局、各行政委員会の事務局並びに川口市教育委員会組織規則(令和7年教育委員会規則第3号)別表第1に掲げる機関(所属部課が学務課であるものを除く。)をいう。

(管理責任者等)

第3条 市長は、通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、当該装置を設置する電話機が配置されている課等の長を通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)とする。

(通話録音装置の使用等の公表)

第4条 市長は、市のホームページ等に通話録音装置の使用目的について公表するものとする。

(通話録音実施の届出)

第5条 管理責任者は、通話録音を実施する際、通話録音実施届(様式第1号)により行政管理課長に届け出なければならない。

(通話録音装置の管理)

第6条 管理責任者は、通話録音装置を、適切な方法により管理するものとする。

(個人情報保護)

第7条 管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、通話録音装置の運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

(通話録音装置の使用)

第8条 職員は、通話録音装置を使用するときは、相手方に録音し、又は記録することを告知した上で使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝等不当要求行為に該当するおそれがある場合又は刑事事件に発展するおそれがある場合その他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、告知しないことについてやむを得ない事由があるとき。

(録音データの保存及び廃棄)

第9条 録音データの保存期間は、録音又は記録された日から最長3か月間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合

その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 録音データは、録音し、又は記録したときの状態で保存し、加工してはならない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した録音データは、削除等の操作により消去を行う。
- 4 録音データは複製してはならない。ただし、通話録音装置の設置目的を達成するため特に必要であると管理責任者が認めた場合においては、この限りでない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 録音データは、通話録音装置の設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条に基づく場合その他法令に基づく場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により録音データを利用し、又は第三者に提供しようとするときは、川口市個人情報保護事務取扱要領の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

(録音データの開示請求等)

第11条 管理責任者は、自己情報に係る録音データの開示請求等があったときは、法の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

(苦情の処理)

第12条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号

通話録音実施届

令和 年 月 日

総務部行政管理課長 様

申請者

課長

次のとおり通話録音の実施の 開始 停止 について届出します。

開始・停止 年月日	
事務の名称	[ー]
利用目的	
通話録音機器の 名称又は型番	
録音データの ファイル形式	
録音データの 格納場所	
録音データの 最長保存期間	
行政管理課 使用欄	